

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、タクシーに乗務していたところ、後方から走行してきたタクシーに追突され、頸部等を負傷（以下「本件負傷」という。）し、同日、A病院に受診し「頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され治療を受け、また、同日からB整骨院においても施術を受けた。

請求人は、同月〇日からCクリニックに、平成〇年〇月〇日からはD病院に転医し、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と診断されるまでの間療養補償給付を受けたが、監督署長は、請求人が平成〇年〇月〇日に野球をして右示指を負傷していたことを確認したことから、請求人はその前日の同月〇日の時点において既に症状固定の状態にあったとして、改めて同日をもって治ゆと判断し、既に支給した療養補償給付のうち、同月〇日以降の受診に係るものを回収する旨の変更決定をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成○年○月○日をもって治ゆ（症状固定）したとして、同月○日以降の受診に係る療養補償給付を支給しない旨の監督署長の処分が妥当と認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法上の治ゆ（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上の一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書理由第2の1に記載されているとおりである。

(2) 請求人は、本件傷病について、野球をして指を負傷したことから、野球ができる身体であり症状固定しているというのは極めて短絡的な理由付けである旨主張しているので、以下検討する。

E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人は本件負傷によりA病院を受診し、その後B整骨院で平成○年○月○日まで施術を受けているが、これ以降は休業の必要はないと判断できるとしている。一方、F医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、要旨、請求人には受傷当初から他覚的所見はなく、加療は専ら請求人の訴えに対応したもので、早期から主治医に就業復帰を勧められており、症状固定していたものと判断される。平成○年○月○日野球練習に参加していたのであるから、就業が不可能であったとは認められないとしている。

当審査会は、資料、医証を精査した上で、E医師及びF医師の意見を妥当なものと判断するものであり、請求人の本件傷病は平成○年○月○日には症状固定の状態にあったものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。